

下呂市馬瀬商工会だより



令和5年6月吉日（水無月）発行：下呂市馬瀬商工会
TEL：0576-47-2244
https://www.gifushoko.or.jp/geroshimaze/ 下呂市馬瀬名丸406

全議案可決承認！いよいよ本格稼働！ 令和5年度下呂市馬瀬商工会通常総会

去る5月18日（木）、清流ふれあい会館において「第48回下呂市馬瀬商工会通常総会」を開催しました。

新型コロナウイルス感染症も、季節性インフルエンザと同じ5類感染症に位置づけられる中、多くの会員・ご来賓の方にお集まりいただき開催することができました。提出しました4つの議案すべてが無事可決承認され、いよいよ本格的にスタートする令和5年度の事業計画のポイントを簡単にご紹介します。



☆令和5年度の事業計画のポイント

- 経営発達支援計画（第2期）にもとづく事業者支援の強化
 - ・地域の経済動向と需要動向の調査
 - ・事業計画策定支援による経営力強化
 - ・創業と事業承継支援による地域経済の維持
 - ・地域の強みを活かした新たな事業展開と販路開拓支援
- ウイズコロナにおける対応・物価高騰における対応支援
- 公的支援施策（各種補助金）を活用した直接支援
- 経理・申告事務、労務管理の改善による経営支援強化
- 商工業・観光振興に向けた各事業の実施
- 下呂市内5商工会と連携した事業者支援活動の展開
- 商工会加入メリットのPRと加入促進

物価高騰等、まだまだ厳しい経営環境の中で、令和5年度において、会員の皆さまの不安感を拭えるよう、役職員一丸となって相談体制の充実を図ってまいりますのでよろしくお願いいたします。

また、本年度の事業を始めるにあたり、会員事業所皆さんの近況や商工会へ対する要望など、個別にお話を伺いたいと思います。6月中旬以降、会長と事務局にて巡回訪問させていただきますのでよろしくお願いいたします。なお、日程等変更をご希望される場合は、お早めに事務局までご連絡ください。

商工会では商工業者や地域の発展のために、いろいろな事業を行っているんだね。



融資のご相談は商工会へ！ 日本政策金融公庫「マル経融資」

「マル経融資」とは、国が100%出資している金融機関である日本政策金融公庫から受けられる公的な融資制度です。正式名称は「小規模事業者経営改善資金」といいます。

マル経融資の特徴は、融資の窓口は商工会で、融資元は日本政策金融公庫と役割が分かれている点です。小規模事業者（個人事業主や中小企業）は、商工会を通じて融資を受けられるよう日本政策金融公庫へ推薦してもらい、審査に通ると日本政策金融公庫から融資が受けられることとなります。無担保・無保証人・低利で利用できる融資制度です。

先ずは、お気軽にお電話ください。

資金使途	運転資金	設備資金
融資限度額	2,000万円	
返済期間	7年以内（据置期間1年）	10年以内（据置期間2年）
利率	年1.09%（令和5年6月1日現在）	

※新型コロナウイルス感染症への対策として通常枠とは別枠での取扱いもあります。

※下呂市による利子補給制度もあります。
（償還開始日から12ヵ月間、利子額の全額を補助）



「インボイス（適格請求書）」登録

令和5年10月に導入される消費税の「インボイス（適格請求書）制度」。当初、原則3月末までに申請する必要がありましたが、国は、未登録の事業者が残っていることから、事情を問わず9月末まで延長することとしました。

また、下記のような緩和措置・経過措置が設けられました。

- ・新たに課税事業者となった場合に、消費税額は売上税額の8割を控除可（3年間の特例）
- ・売上1億円企業は、1万円未満の取引についてインボイス不要（6年間の特例）

本制度については、国税庁はじめ様々なホームページ等でも、詳しく説明されています。

国税庁「インボイス制度特設サイト」もご利用ください。

インボイス制度特設サイト



源泉所得税納期特例事業者の方・・・ 半年分の納付期限は7月10日

従業員の皆さんから預かっている源泉所得税。「源泉所得税の納期の特例」の届け出を出されている事業者の方は、1月～6月分の半年分を7月10日までに納付しなければなりません。忘れないようにしてください。

小規模事業者持続化補助金

小規模事業者等が今後複数年にわたり相次いで直面する制度変更（物価高騰、賃上げ、インボイス制度の導入等）等に対応するため、小規模事業者等が取り組む販路開拓等の取組の経費の一部を補助するものです。

尚、申請において事業者自らが検討しているような記載が見られない場合、本補助金の趣旨に沿わない提案と捉えられ、評価に関わらず採択の対象とならないことがあります。

◇補助上限 [通常枠] 50万円

※賃金引上げ枠・卒業枠・後継者支援枠・創業枠もあり。

◇補助率 2/3（賃金引上げ枠のうち赤字事業者は3/4）

◇対象経費

機械装置等費、広報費、ウェブサイト関連費、展示会等出展費（オンラインによる展示会・商談会等を含む）、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、設備処分費、委託・外注費

※ウェブサイト関連費は、補助金交付申請額の1/4が上限です。

※不動産の取得に該当する工事は「対象外」です。

※中古品の購入は条件があります。

◇申請受付締切

第13回：令和5年9月7日（木）

◇申請について・・・ここに注意！

本事業の申請に際しては、原則補助金申請システム（名称：Jグランツ）の利用になります。尚、「書面の提出：郵送」は減点となりますのでご注意ください。



十分に時間をかけて申請に向かいましょう